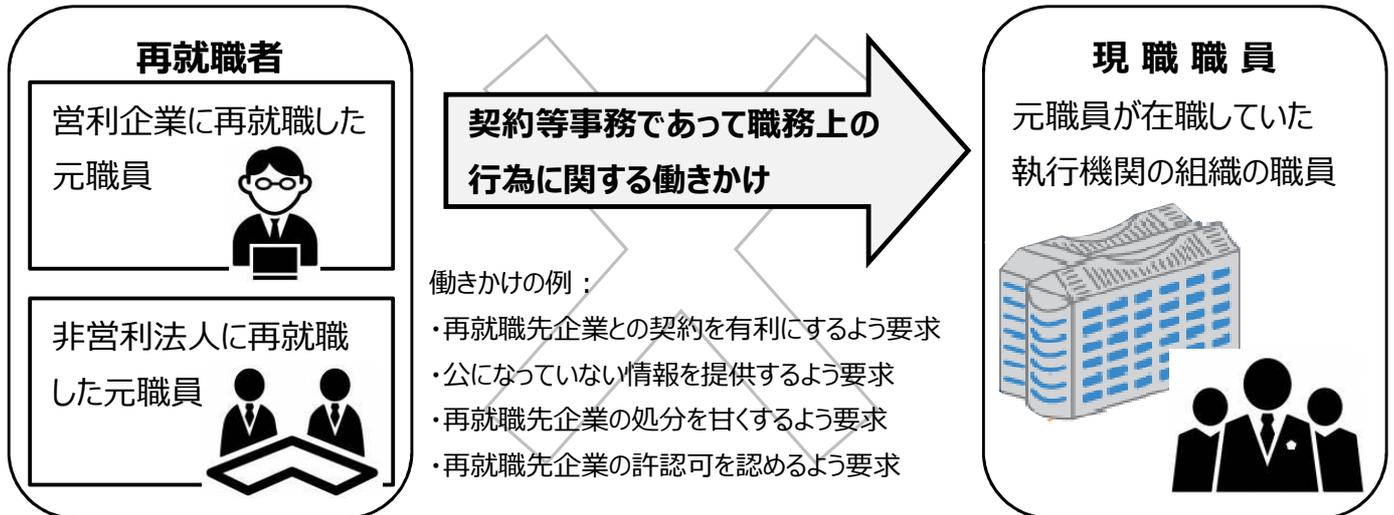


# 職員の退職管理の適正確保について

沖縄県では、職務を公正に執行し、及び公務に対する県民の信頼を確保するため、営利企業等に再就職した元職員による働きかけを規制するなど、職員の退職管理の適正確保を図っています。

## 1 再就職者による働きかけの禁止

離職後に営利企業等に再就職した元職員（＝再就職者）は、離職前の職務に関する契約等事務について、職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼すること（＝働きかけ）が禁止されます。



※ 働きかけを行った再就職者には、10万円以下の過料が科されます。また、現職職員に職務上不正な行為をするよう働きかけを行った場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科される場合があります。

在職中のポストや職務内容により、規制される働きかけの対象範囲や規制される期間が異なります。

規制対象	禁止される働きかけの内容	規制期間
全ての再就職者	離職前5年間の職務に関するもの	離職後2年間
	在職中に自ら決定した（最終決裁権者となった）契約・処分に関するもの	期間の定めなし
離職前5年より前に課長級以上の職に就いていた再就職者	当該職についていた時の職務に関するもの	離職後2年間

※ 離職前5年より前に統括監級、課長級の職等に就いていた再就職者については、沖縄県職員の退職管理に関する条例（平成28年沖縄県条例第46号。施行日：平成29年1月1日）に基づき部長等と同様な規制が行われます。

## 2 再就職者から働きかけがあった場合の措置

現職職員は、職務に関する契約等事務に関し、再就職者から働きかけがあった場合は、遅滞なく人事委員会に届け出なければなりません。

※ 働きかけがあったにもかかわらず、届出を怠った場合は、懲戒処分の対象となる可能性があります。また、働きかけに応じて、職務上不正な行為をした場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科される場合があります。

## 3 再就職情報の届出

課長級以上の職に就いていた職員は、離職後2年以内に営利企業等に再就職した場合は、速やかにこれを任命権者に届け出なければなりません。

※ 当該届出義務は、条例の施行日（平成29年1月1日）以後に離職した再就職者に科されます。

## 補足説明

### ○. 次の場合は「働きかけ」に該当しません。

- (1) 行政庁からの指定、登録、委託等を受けて行う試験、検査、検定等を遂行するために必要な場合
- (2) 法令、契約、行政処分に基づく権利の行使又は義務を履行する場合
- (3) 法令に基づく申請及び届出を行う場合
- (4) 一般競争入札等による契約を締結するために必要な場合
- (5) 法令又は慣行により公開(が予定)されている情報の提供を求める場合
- (6) 公務の公正性の確保に支障が生じない場合として任命権者の承認を受けた場合(※)  
(電気、ガス、水道水の供給、テレビ放送の役務の給付等に関する契約等)

※「再就職者による依頼等の承認申請書」を任命権者に提出し、承認を受ける必要があります。

## Q & A

### 【働きかけ規制関係】

#### Q1. 「働きかけ」規制の対象となる「職員」であった者とはどのような職員ですか？

A1. 一般職に属する職員(うち臨時的任用・非常勤職員を除く。)であった者です。

#### Q2. 再就職先企業の部下に依頼・要求させた場合であっても「働きかけ」に該当しますか？

A2. 再就職先企業の社員に離職前の職場を訪問させ、元職員が当該企業に再就職していることを知らせた上で現職職員に依頼・要求することは、元職員の影響力を行使していることから「働きかけ」に該当することもあります。

#### Q3. 改正地方公務員法の施行日(平成28年4月1日)より前に離職した者についても、法律は適用されるのか？

A3. 施行日前に離職した者についても適用されます。

※退職管理条例(平成29年1月1日施行)第2条に基づく働きかけ規制についても同様です。

### 【再就職情報の届出関係】

#### Q4. 再就職情報の届出の対象者は？

A4. 一般職に属する職員(うち臨時的任用・非常勤職員を除く。)であった者のうち課長級以上の職の経歴があるものです。

※届出は「再就職の届出書」により、営利企業等の地位に就いた日から2週間以内に、総務企画課人事班へ提出してもらう必要があります。

#### Q5. 再就職について届け出た後、離職後2年以内に再度就職した場合も届出は必要か？

A5. 再就職先を退職し、その後に再度就職した場合でも、就職後2年以内であれば、その再就職情報を届け出る必要があります。

また、再就職情報として届け出た内容に変更があった場合でも、離職後2年以内であれば届け出る必要があります。

※同時期に複数の営利企業等に再就職した場合についてもそれぞれについて届出が必要となります。

**Q6. 届出が必要な場合とは？**

A6. ①営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)、②営利企業の地位に就いた場合、です。

なお、以下の場合には、届出の必要はありません。

- (1) 日々雇い入れられる者である場合
- (2) 任命権者の要請に応じて地方公務員及び国家公務員となった場合
- (3) 再任用職員として採用された場合
- (4) 営利企業以外の法人その他の団体へ再就職した場合であって、採用の日から起算して1年間の報酬が103万円以下の場合

**Q7. 届け出なかった場合の罰則規定はありますか？**

A7. 地方公務員法第65条の規定において、届出義務に違反したものに対しては10万円以下の過料を課すことを可能としていますが、本県においては規定を設けていません。

**Q8. 再就職情報は、公開されるのか？**

A8. 各任命権者へ届出された退職した職員の再就職情報については、知事が取りまとめ、公表することを検討しています。